

文化財保護のための 経費の一部を補助します

日光市は、貴重な文化財を後世に伝えていくため、文化財の修理や保存管理に要する経費の一部を補助しています。

たとえば…

- 天然記念物の樹木を回復させたい
- 屋台や獅子舞の獅子頭などを修理したい
- 建造物や絵画、彫刻などを修理したい

※いずれも文化財に指定されているものに限りです



補助を受けられる人

指定文化財の所有者・管理責任者・団体など



補助の対象および限度額

市指定文化財

補助対象経費の **2 分の 1 以内** の額で、**上限は 100 万円**

市登録文化財、国指定文化財、国登録文化財（市指定文化財以外）、県指定文化財

補助対象経費の **2 分の 1 以内** の額で、**上限は 50 万円**

※その他、詳しくは下記までご連絡ください

【詳しくは】

日光市教育委員会事務局文化財課

電話：0288（25）3200 FAX：0288（25）7334